

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2008.9.10発行〈通巻第383号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●中皮腫「超低額」補償に是正裁決 労働保険審査会	2
●大きなヤマ場を迎える旧国鉄石綿被害損害賠償裁判	8
●クボタショックから3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その5	11
●アスベスト報道ダイジェスト 2008年8月	14
●韓国からのニュース	15
●前線から（ニュース）	18
三菱マテリアル建材に責任認めさせ和解成立 泉南／活動成果を 振り返って交流会 奈良／ゆっくり着実に広がる輪 大阪・広島	

8月の新聞記事から／23

表紙／中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部集会と
全造船ニチアス・関連企業退職者分会大会開催

'08 9

中皮腫「超低額」補償に是正裁決 労働保険審査会

日額3500円を否定も 最終曝露時制度適用の問題は解決せず

中皮腫を発症し中皮腫と関連した疾患で死亡した溶接工Aさんのご遺族が、Aさんの生前の療養・休業補償給付（未支給として妻のEさんが請求権を取得）と遺族補償給付、葬祭料を労災請求し、これに対して大阪・淀川署は業務上として支給決定を行った。

しかし決定に当たって給付の基礎となる「給付基礎日額」（いわゆる平均賃金）が3500円とされた。これは発病時に労災保険の特別加入制度に加入しており、この加入にあたって給付基礎日額3500円に見合う特別加入保険料を支払っていたためだった。

労働者に適用される労災保険における給付基礎日額の最低限度額さえ下回るこのような超低額は明らかに不当だとして審査請求したが棄却されたため、労働保険審査会に再審査請求したところ、8月18日付で「監督署長が給付基礎日額を3465円（3500円にスライド率を乗じたもの）と算定して請求人に対して了遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は妥当ではなく、取り消されなければならない」として原処分取消と決定された。

これによって、原処分庁である淀川労基

署は給付基礎日額の変更のための調査を開始しており、変更が決定されればその額に応じてこれまでのすべての給付について、発生する差額支給が行われる見通しとなつた。

ただし、今回の裁決ではAさんの訴えが認められたものの「特別加入していたための大きな不利益が生じている問題」は解決されたわけではない。

特別加入制度にかかる給付基礎日額をめぐる問題、被災労働者の不利益を強いる問題は、石綿被害、じん肺被害のような遅発性疾病的補償については特に顕著となっている。

抜本的な解決が早急に求められる。

時効に超低額補償の追い打ち

Aさんは、1964年頃からガス管・水道管の埋設・交換工事現場において管を切断・研磨する作業に従事した。ほぼ一貫して大手鋼管会社の二次又は三次下請工事会社に所属して管工事を行い、その中で、養生用石綿シートの使用などで石綿にばく露した。

1993年からはそれまでの二次下請けをし

表1 年金給付などの給付基礎日額の最低・最高限度額（平成20年8月1日以降適用）

年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,235円	13,874円	45・49歳	7,089円	24,571円
20・24歳	5,017円	13,874円	50・54歳	6,597円	24,826円
25・29歳	5,849円	13,594円	55・59歳	5,965円	23,402円
30・34歳	6,501円	16,542円	60・64歳	4,648円	20,748円
35・39歳	6,917円	19,695円	65・69歳	4,060円	15,224円
40・44歳	7,214円	23,132円	70歳以上	4,060円	13,374円

ていた親方が仕事をやめたため、直接、仕事を請ける形となり、1999年12月からは労災保険特別加入制度に加入了。

Aさんは2001年11月に胸膜中皮腫を発症し、その後、苦しい闘病生活を続け2005年7月に中皮腫を原因とする関連疾病で死亡したのだった。

Aさんの妻Eさんは2005年6月クボタショックの直後にあたる9月頃、当センターに相談に来られた。このとき2001年11月の療養休業開始からすでに4年以上が経過していた。

労災保険の休業補償給付は、休業日の翌日から2年で請求権が消滅する時効規定がある。相談直後に労基署に休業補償給付の請求を申し出たのだが、その受付日からさかのぼり2年分しか休業補償が認められなかつた。

石綿労災が時効になってしまふ典型的な事例である。石綿新法では時効事案が一定救済される事になったが、Aさんのように遺族補償は時効にならないにしても休業補償の一部分が時効で消滅したケースは非常に多い。

いわば国・厚生労働省による労災保険のネコババだ。

結局、Aさんの中皮腫と死亡は業務上のものとして認められ、Eさんは休業補償の未支給分、遺族補償給付、葬祭料を支給されることになったが、2年分以上の休業補償給付を時効で喪失することになった。

さらにたいへん驚いた事には、給付基礎日額が3500円と決定された。

1999年から加入していた特別加入制度における給付基礎日額が3500円で加入していくことが理由だというのである。

休業補償、遺族補償年金などすべて給付基礎日額を基準に支払われる所以、全体の支給額は超低額となる。これは到底納得できるものではなかった。

最低限度額も下回つていゝのか

厚労省の理屈はこうだ。

石綿ばく露を原因とする中皮腫については（他の疾病も同様）、最終ばく露作業における事業場における離職日直前3ヶ月間の賃金を基礎として平均賃金を決定する。石

綿ばく露期間について、労働者期間のうちに特別加入期間がある場合は、特別加入期間についても労働者期間に準じた扱いをする、したがって、特別加入時に決めてある給付基礎日額を平均賃金とする。

特別加入制度は、一人親方や中小事業主向けの制度で任意加入、給付基礎日額は報酬の実態に応じて決め、それに応じた保険料を支払うようにすることとされている。

だが、特別加入制度にまつわる問題は多い。

元請事業者などが安全衛生、労災責任の回避、労災保険料の軽減などを目的に労働者性のある者に特別加入を強要している場合が少なくないこと、報酬の実態に見合わない低額の給付基礎日額での加入を労働保険事務組合や労働局が黙認していて給付時に実態に見合わない低額給付となってしまう場合が少なくないこと、などが挙げられる。労災隠しの温床となっているケースもあるのだ。

Aさんのケースが明らかに不合理だと考えられるのは、

「Aさんが発症前の時期にもし特別加入していなかった場合どうなるか。特別加入前の時期は労働者期間が長い（中皮腫はアスベスト曝露期間として原則1年間と認定基準に示されているので、労働者として原則1年以上のばく露期間があれば労災補償の対象とされる。しかも、実態により、1年未満ばく露の認定事例は珍しくない。）ので通常の労災保険が適用されるので、労働者期間の最後の時期の賃金水準をもとに平均賃金が決定される。そうするとその額は、表1

の最低限度額を下回る事は絶対になく、実際は、3500円を遙かに上回るはず。」だからである。

過去の裁決例

実は労働保険審査会は過去に、中皮腫例について、潜伏期間を考慮して原因曝露期間における労災保険関係を適用するべきとする次のような裁決を下している（平成5年労第153号（裁決日平成8年12月2日『労災保険の特別加入制度と関係裁決例：社団法人全国労働保険事務組合 編』所収）。

「約30年間断熱工事に従事し、中皮腫を発症した。最初の8年間は労働者であり、あと22年間は一人親方として特別加入していた。原処分庁は、最終ばく露時期が特別加入だったとして特別加入時の給付基礎日額1万円を適用したが、再審査では、中皮腫は潜伏期間20年～30年が多いので労働者としてのばく露時期が重要であること、しかも、その時期の対策はより不十分であったこと、認定基準の目安である曝露期間が5年以上（裁決当時の認定基準）であること、から労働者期間8年間のばく露が原因とするのが相当であるので平均賃金は特別加入時ではなく労働者期間を基準とするべきである。」

この裁決例に照らすとAさんのケースを特別加入制度で処理することは間違っている事になる。

ただ、潜伏期間はあくまで初回ばく露から発症までの期間をいっているのであって、ばく露が長期にわたった場合、どの時期のばく露が原因なのかを特定する事は困難と

言わなければならない。その意味で、最終ばく露時を平均賃金算定の基礎とする事は一定の合理性をもっている。しかし、なにがなんでもこの算定方法を適用し、結果、被災労働者にとって明かな不利益をもたらす場合は行政の裁量権の逸脱というほかないのである。厚労省は、この現状を知りながら放置している。行政不作為とはこういうことを言うのである。

Aさんのケースがまさにそれだった。

結果救済だが疑問大

Aさんの件について審査会が原処分取消とした理由は概略以下の通り。

- 1) Aさんは、1993年1月以降は一人親方としての就労であり、特別加入期間は1999年12月からであり、中皮腫を発症した2001年11月時点は特別加入していた。
- 2) 1993年1月以降の石綿ばく露状況についての二次下請会社U所長の供述

①被災者は、掘削された道路にガス管を埋設する、あるいはガス管を取り替える作業において、現場で管を切断し、きちんと合うように切断面を研磨する作業をしていた。その際、火花が飛ぶので、他の管に火花が飛ばないための養生用に、以前は石綿布を使用していた。ただ、私の記憶の限りでは、平成になってからは代替品のカーボンクロスに変わっていたので、見かけなくなっていた。ただし、現場の作業者の判断で、自分が所有する石綿布を引き続き使用していた可能性は否定できない。

②昭和54年頃に入社した者に入社当時の現場の様子を聞いたところ、記憶の限

りでは、既に石綿布は使用されていなかったとの事だった。ただし、すべての現場においてそうだったかどうかまでは分からぬ。

③管の保護用に、今はグラスウール等が使用されているが、以前はアスベストが使用されていたので、既設の管の改修工事の際、保護用に巻かれたアスベストをはがす際に石綿を吸引した可能性は否定できない。

3) 請求代理人(筆者)の申立書の記述

「B(Aさんが雇用されていた三次下請親方)に、当時の作業状況等について聞いたところ、「工事材料は、すべてN(一次下請)やF(二次下請)のものであった。石綿布も、劣化破損に応じて隨時、F内に置いてあった石綿布の反物から切断して現場用に持つて行っており、自分で購入することは一切なかった」と述べており、被災者(Aさん)が自身で石綿布を用意していたという証拠はない」

4) 2) 3) から、1993年1月以降については養生用シートはF社内に用意されていたカーボンクロスを使用していたとみるのが相当であり、養生シートからの石綿にはく露することはなかった、ただし、既設の管の改修工事において保護用に巻かれたアスベストをはがす際に石綿に曝露した可能性は否定できないが、その量は、U所長が「石綿を吸引した可能性を否定できない。」と述べているとおり、それ以前と比較して極めて軽微なものであったと推認できる。したがって、1993年以降については「その疾病を発生のおそれのある作業に従事した」とみることはできない。

5) よって、原因たる石綿ばく露作業は労働者であった1993年1月以前に行われていたとみるのが相当であるので、特別加入

にもとづく給付日額で決定した処分は取り消されなければならない。

以上のように裁決では、特別加入期間における石綿ばく露はあったが、きわめて軽微と判断して、原因曝露はそれ以前としたのである。

しかし、「既設の管の改修工事において保護用に巻かれたアスベストをはがす際に石綿に曝露した可能性」をきわめて軽微と言いつ切る事が果たして妥当なのかどうか疑問が残る。中皮腫は低濃度ばく露でも発症するものだからである。

「最終ばく露時の制度を適用する」という厚生労働省の取扱い方針について問題があるということを労働保険審査会は承知しながら、これに異を唱えない範囲で被災者の救済を図るという意図のもとで行われた苦肉の裁決、というのがほんとうのところではないだろうか。

一日も早い是正を

Aさんのケースでは結果的に救済が図られることになったが「労働者としての原因曝露期間があるにもかかわらず特別加入していたがために労働者として労災保険本体が適用されたときよりも下回る給付基礎日額で処理される」という、明かな不合理は依然として正されないままだ。

前述したように、労働保険審査会は1996年に厚生労働省の取扱いに異を唱える裁決を出して一時改善の方向性を示したが、現状は厚生労働省追随姿勢に後退している。

(こうした後退は労働保険審査会の自殺行為でしかなく、いま進められようとしている労災不服審査制度の労働保険審査会への一段階化が被災者救済にとって有害無益であるという証拠ともいえる。)

Aさんのような不合理が起こらないようには、厚生労働省が行政通達等によりきめ細かい取扱いをするよう改めればよいのであって、これを実行しない不作為、行政裁量権の逸脱は明らかである。

石綿による疾病のように遅発性疾患について、建設関連労働者には該当事案が数多くあることは確実で、今後、石綿被害における建設関連労働者の割合が増加することが確実な状況にあってはなおさら一日も早い是正措置が講じられなければならない。

石綿肺がんでも

最後に同様の事案が現在労働保険審査会で審理中である事を紹介する。

岡山県にある山陽断熱において、1955年から1977年まで22年間で労働者として断熱工事に従事した後に独立し、さらに社長として20年間同様の工事に従事したMさんは、2002年6月に肺ガンを発症、2003年2月に亡くなられた。

Mさんは明かな石綿肺がんであり、遺族に対して遺族補償給付の支給決定がなされたが、発症時に給付基礎日額3500円で特別加入していたために、Aさんと同様3500円を給付基礎日額とする超低額補償を強要されたのだった。

遺族は岡山労災保険審査官に審査請求を

行ったが棄却され、労働保険審査会に再審査請求せざるを得なかつた。

Mさんの場合、Aさんと同様に労働者期間の方が長いこと、労働者期間だけで石綿肺がんの認定基準上の曝露期間の目安である10年をはるかに超えていること、時代的に労働者期間の方が石綿ばく露が濃厚であったと推定されること、給付基礎日額3500円は労災保険の最低限度額を下回っていること、などから厚労省取扱い方針を機械的に適用することが不合理で、行政裁量権の著しい逸脱であること示す典型事案といえる。

審査請求に対する棄却決定に関わった参与は棄却妥当としたが、その参与から「現行

制度上、本件のような事案の認定を行うに当たり、労働者としての期間を有する事業主等について、特別加入している事業主等と特別加入していない事業主とで適用される保険関係や給付基礎日額が異なるなど、矛盾が生じることになるため、早急にその取扱いを整備すべきであること」などの意見・要望が述べられたことが決定書に明記されるという異例の事態となつた。

10月には公開審理が行われることになつており、労働保険審査会の裁決がどうなるか極めて注目されている。

このような被災者をまったく馬鹿にしたやり方は一日も早くやめさせなければならぬ。多くの方々の注目を訴える。

石綿死の補償額「激減」

石綿被害の補償額が特別加入による大幅額減した例は、ほかに中皮腫患者ら2人がおり、いずれも不服を申し立てている。気付かないケースが多く、水山の一角とみられる。

の倉敷の男性は1955年、岡山県玉野市の「山陽断熱」に入社し、石綿含有の保温材の取り付けなどを従事。77年に退社し、保温工事の自営業を始め、石綿保温材も扱った。91年に労災保険に特別加入したが、02年に肺がんと診断され、03年に66歳で死亡した。

遺族側は、石綿肺がんの潜伏期間が30～40年であることなどから、山陽断熱時代に吸った石綿が原因で肺がんになつたとして、同社で労災認定されたが、倉敷労働基準監督署は発病直後の石綿を扱う職場での労災保険を適用するという原則を重視。そのため特別加入時

額3500円から補償額を算定し、1年間の遺族補償は59万円となつた。しかし特別加入していなければ、山陽断熱の平均賃金額をもとに算定されるため、約240万円になつたとみられる。

遺族側は、山陽断熱で肺がんなどのため4人（うち3人死亡）が労災認定されるなど被害が多発していること、医学的常識に反して11年（特別加入した91年から診断された02年）で発症したことをなるなどとして、審査請求した。

政府の自営業者向け労災保険に特別加入了アスベスト（石綿）がん患者に対する補償額が、未加入だった場合に比べて激減するケースが相次いでいることが分かつた。岡山県倉敷市の男性のケースでは、遺族補償が加入しなかつた場合の4分の1に減額された。遺族は、不当だとして再審査を請求した。

【大島秀利】

自営業者向け労災保険

未加入の方が高く 制度上の欠陥

岡山労災保険審査官は請求を棄却した。しかし決定書では、審査官に助言する参与が意見として加入、非加入によって給付額に矛盾が生じることに言及し、新たな通達を出すよう求めた。

男性の妻（69）は、「夫が山陽断熱で働いた当時、作業着に網ばかりがこびりつき、家族の服と一緒に洗濯できないほどだつた。特別加入していたから補償が減るというのはおかしい」と訴える。

大きなヤマ場を迎える 旧国鉄石綿被害損害賠償裁判

旧国鉄・JRの石綿被害が、旧国鉄における認定者数だけでも191名（鉄道・運輸機構HP掲載<http://www.jnrsh.jrtt.go.jp/80asbestos/asbestos2.htm> 9月5日現在。表1、2。）にのぼっている。

認定者数の増加は、実際の被害の反映でもあるだろうが、被害者や労働組合、支援組織が取り組んでいる3件の旧国鉄等相手の損害賠償裁判の影響が大きいとみられる。

関西では、神戸の旧鷹取工場において蒸気機関車等の補修工事に従事して石綿に曝露し、中皮腫で亡くなられた葉名義治さんの遺族が鉄道・運輸機構に損害賠償を求めた裁判が6月19日に第4回弁論が行われ、次回9月25日（13時15分、神戸地裁203号）には証人申請という段階まで進んでいる。

関東では、神奈川県の大船工場における電車等の補修作業で石綿にばく露し中皮腫で死亡された加藤進さんのご遺族が鉄道・運輸機構を訴えた加藤裁判、操車場作業においてブレーキに使用された石綿を含有した制輪子の摩耗粉塵に含まれていた石綿へのばく露などが原因で中皮腫を発症した小林忠美さん（提訴後、残念ながら他界された）が鉄道・運輸機構とJR貨物を訴えた小林裁判の二つの裁判が、葉名裁判に先行して提訴され、去る6月に結審、現在、和解協

議が肃々と進められている。

実質的に国を被告としていること、被害規模が一企業体としては国内最大と目されることから、裁判と和解協議の行方は今後の石綿被害の補償・救済の方向に大きな影響を与えるものとして注目されている。

以下に、加藤、小林裁判を支援する国労神奈川地区本部・じん肺・アスベスト被災者救済基金・(社)神奈川労災職業病センターが発行する「旧国鉄・JRアスベスト裁判ニュースNo.11、2008/9/10」を紹介して、裁判の状況をお伝えする。

表1 (2008年9月5日現在)

業務災害補償等認定状況		
認定者数	191	(67)
不認定者数	87	(43)
審査中	24	(11)
計	302	(121)
※()内の数字は救済新法(時効救済)に係る内訳数		
健康診断受診及び健康管理手帳交付実績		
健康診断受診		
承認者数	917	
受診者数	656	
有所見者数	139	
健康管理手帳		
交付希望者数	275	
手帳交付者数	218	
※交付者数は、2008年8月末現在で厚生労働省からの通知による。		

和解協議、原告側が謝罪など盛り込むよう主張

前回口頭弁論の裁判所の和解提案を受け、7月4日に旧国鉄 JR アスベスト裁判の準備手続きが行われました。そこで、原告側の弁護団の古川弁護士は「率直に言って、この段階での和解勧告は想定外で、これまで和解は難しく判決だろうと考えてきた。原告の気持ちも制度的なものをとりたいという気持ちもあった。但し、この事件が多数の他の被害者の救済の方向につながるような何らかの対策的なものがあれば」と、原告側の考え方を示しました。これに対して裁判長が休憩中に被告側の意見を聞いた上で、大ざっぱな和解内容として1. 被害者の救済について何らかの方向を示すこと、2. 具体的な金額について赤本（「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編集発行）か同種事案（「関西保温アスベスト訴訟」）を参考としてはどうか？を示した。原告側の古川弁護士は、休憩中でまとめた原告らの意見として「遺族としては謝罪的なことをしてほしいという意向が強い。また、健診すら受けられていない人たちがいるので個別に通知してほしい。旧国鉄の被害にあわれた方々の救済に努力することを書き込みなり、率直に亡くなったことに哀悼の意を表す。」ことなどを具体的に指摘した。最終的に被告側の謝罪を入れて裁判所が双方に案を示す方向で話が進み、どういう表現にするかは、次回の9月9日午後4時よりの裁判準備手続きで話合うことになりました。

その後、原告及び支援者らは、7月28日に和解をめぐってどういう方針で臨むか、特にアスベスト被害者の救済についてどういう条件をつけるか話し合いました。その

結果、古川弁護士が以下の内容の書面をまとめ、7月31日に裁判所に提出しました。

和解に際しての原告らの基本的な考え方

1. 原告らは裁判所が大筋の方向と示す①将来的にアスベスト被災者を救済する努力をする旨の表明、②和解金の支払い、という方向に概ね異存はない。
2. しかしながら、①について「被災者の努力」といっても、単なる和解調書上の言葉だけでは意味がないのであって、その旨の表明をするならば、それなりの実態が伴う必要があると考える。

ア. 旧国鉄の業務災害制度受付業務の改善
現認書（同僚に証明書）などを申請時に提出しなければ申請を受け付けないなどの繁雑な申請手続きなどを改善すること。

イ. 旧国鉄の周知活動の強化

被告機構は以下の4点について、分割民営化に伴い旧国鉄を退職し、現在、旧国鉄の共済年金を受給している者に個別の通知をすべきである。また、あわせて新聞広告、JRに協力を求めての車内公告、インターネットによる公表を考慮するべきである。

アスベスト使用事業場と職種、アスベストを直接取り扱わなくても、間接曝露やレジン制輪子の粉じんによる曝露があることの周知

被告機構の無料健診制度の周知
石綿健康管理手帳の制度並びに被告機構が責任主体となった業務災害制度があることの周知

ウ. JR貨物の周知活動の強化

JR貨物は退職者に対し、以下の点に

について個別の通知をするべきである。あわせて新聞広告、インターネットによる公表をするべきである。

アスベスト使用事業場と職種、アスベストを直接取り扱わなくても、間接曝露やレンチ制輪子の粉じんによる曝露があることの周知

石綿健康管理手帳の制度並びに被告機構が責任主体となつた業務災害制度があることの周知

工. 被告機構とJR貨物の謝罪

3. ②の和解金額については、原告らは、まず第1に関西保温事件の死亡慰謝料1500万円という水準は本件にはあてはまらないものと判断している。第2に、旧国鉄の業務災害の規定で支払われる給付に慰謝料も含まれるとするの、いささか無理な解釈であると考えている。

4. 今後の和解協議進行について、原告らは、まず、第2項記載の各問題点について、被告らがどう考えるのか、また、その余の点でどう具体的に被災者の救済に努力するのか、について被告らの意見を聞きたいと考えている。

9月9日（火）午後4時からの裁判準備手続では、被告側が以上の原告側の「和解に際しての原告らの基本的な考え方」に回答し、具体的な和解内容のやりとりが行なわれることになっています。

表2 所属職場及び疾病別認定実績 (平成20年9月5日現在)

所属職場	都道府県	認定者数				
		石綿肺	肺がん	中皮腫	びまん性 胸膜肥厚	()内は認定時の 死亡者数
札幌客貨車区	北海道			1	1	(1)
釧路機関区	北海道			1		(0)
池田機関区	北海道			1		(1)
釧路工場	北海道			1		(1)
函館船員区	北海道	2	3			(3)
苗穂工場	北海道	4	8	4	10	(9)
室蘭電力区	北海道		1			(1)
土崎工場	秋田県	3	3	2		(5)
盛岡工場	岩手県			1		(1)
盛岡機関区	岩手県		1	1		(2)
釜石機関区	岩手県		1			(1)
原J町機関区	宮城県	1			1	(0)
福島機関区	福島県			1		(1)
郡山工場	福島県			3		(3)
小山電車区	栃木県		1			(0)
大宮工場	埼玉県	2	2			(2)
品川電車区	東京都			1		(1)
品川電力区	東京都				1	(0)
品川客車区	東京都	1				(0)
大井工場	東京都			3		(3)
武蔵野電気区	東京都			1		(1)
八王子機関区	東京都			1	1	(1)
大船工場	神奈川県	1		5		(5)
横浜機関区	神奈川県		1			(1)
新鶴見機関区	神奈川県			1		(1)
新津工場	新潟県		1	1		(2)
新津機関区	新潟県	1				(0)
松任工場	石川県	1			1	(0)
敦賀機関区	福井県	1				(1)
長野工場	長野県	3	4	4	1	(10)
長野機関区	長野県	1				(1)
松本機関区	長野県	1			1	(0)
篠ノ井機関区	長野県	1				(0)
木曾福島機関区	長野県			1	1	(1)
長野運転所	長野県			1		(1)
浜松工場	静岡県	2	2	7	2	(10)
名古屋工場	愛知県			2		(2)
稻沢第一機関区	愛知県		1			(1)
神領電車区	愛知県	1				(1)
向日町運転所	京都府			1	1	(0)
加茂自動車区	京都府	1				(1)
吹田工場	大阪府			2		(2)
吹田機関区	大阪府		1			(0)
吹田第一機関区	大阪府		1		1	(1)
宮原機関区	大阪府			1		(0)
宮原客車区	大阪府		1			(1)
竜華客貨車区	大阪府			1		(1)
鷹取工場	兵庫県		1	5		(4)
鷹取機関区	兵庫県		1	1		(2)
姫路第二機関区	兵庫県		1		1	(1)
和歌山機関区	和歌山县	1				(0)
後藤工場	鳥取県	3	1	2		(2)
鳥取機関区	鳥取県			1		(1)
岡山機関区	岡山県		1	2		(3)
糸崎機関区	広島県			1		(1)
広島工場	広島県			4		(2)
岩国機関区	山口県		1			(1)
中国地方自動車局	山口県		1			(0)
幡生工場	山口県		1	1		(1)
長門機関区	山口県	1				(0)
多度津工場	香川県			2		(1)
松山気動車区	愛媛県		1			(1)
佐川自動車営業所	高知県			1		(1)
小倉工場	福岡県		1	5		(3)
長崎客貨車区	長崎県		1			(1)
山鹿自動車営業所	熊本県			1		(0)
臼杵自動車営業所	大分県		1			(0)
南延岡機関区	宮崎県		1			(1)
鹿児島機関区	鹿児島県			1		(0)
鹿児島工場	鹿児島県		2			(2)
出水機関区	鹿児島県			1		(0)

「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来— その5

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
古川 和子

様々な出会いの中で

NHKの内アナウンサーがもたらした出会いは、その後の「クボタショック」に向けて動き出した。

最初に鈴木社長が「中皮腫の患者さんが多くいる病院を教えてください」と言った。

「直接の面識は有りませんが、兵庫医大の中野教授という方が中皮腫の患者さんをたくさん診ているそうです」とまず兵庫医大の情報を提供した。そして東京の「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」、「石綿対策全国連」など次々と紹介した。

鈴木社長と野崎さんは私と会ってからすぐに兵庫医大の中野教授とコンタクトを取り、面談を行ったそうだ。教授はとても喜んで2時間にわたりご自身の研究の話をしてくれたと聞く。まさにこの瞬間が中野教授にとってもクボタショックという大きな流れの中でのメジャーデビューだったのかもしれない。

医学的に無知な私にも聞こえてきた「中野教授は長年コツコツと中皮腫の研究をされてきた」という噂が本当ならば、教授の努力が報われたのかもしれない。

野崎さん達は精力的に動き、あっという

間に数人の中皮腫患者の取材を実現した。

立谷勇さんという患者の自宅で私が「お父さん、次に来て会うまでは生きていてね」とその枯れ木のような手を握つていうと「うん、次に来る時まで生きているよ」という会話を嘔然とする社長。

「今まで、水俣病等の厳しい取材を行ってきたけれどもこの様に死というものに対して明るく会話をしている姿を見た事がない。こんなに死というものをあけらかんと語れるのか」と驚いていた。立谷さんは発病以来何度も「これは悪い夢を見ているのだ」「死にたくない」と自己との葛藤を繰り返して来たからこそ、最期の開き直りがこの様な会話になったのかも知れない。

しかし、その後立谷勇さんとは二度と会うことは叶わなかった。

クボタ被害者との初めての出会い

野崎さん達が兵庫医大に依頼していた取材対象者が見つかった。

「中皮腫で手術をする患者さんを紹介して下さい」と彼女は中野教授にお願いしていたそうだ。その患者さんとは土井雅子さんだった。土井さんは中皮腫を発症して10月



初めに左肺全摘の手術を行う予定だという。

「古川さん、仕事でアスベストを吸った事のない女性の方が中皮腫になっているのです」と野崎さんから連絡が入った。「え?」と私は不思議に思ったが「必ず何処かに原因があり本人が気付かなかっただけだ」と考えた。私は「職業曝露」だと思っていたのだ。

土井さんの話を聞くために、手術が終わって数日後、片岡さんと一緒に面会に行った。その時、土井さんは尼崎市で生まれて20歳位まで同じところに居住していたと聞いた。

そして偶然にもこの日は他のクボタ被害者との面談も行うことになったのだ。

その少し前からNさんという68歳の男性中皮腫患者の労災申請相談を行っていたが、Nさんの曝露原因が掴めなかった。Nさんは四国で生まれて、その後関西方面に出てきた。Nさんの職歴をもとに、昔働いていた会社の周辺を調べ回ったが何も解らなかった。

結局Nさんは労災申請をすることなく他

界してしまったのだ。

二人目の被害者

本来ならばNさんとの出会いの方が早かったのだが、その時はNさんがクボタ被害者だとは解らなかったので、やはり前田恵子さんが二人目に出会ったクボタ被害者なのだろう。

この頃になると野崎さんと共に尼崎市内を聞き回っていた。

土井さんの発病は必ずアスベスト曝露によるものだと確信していた。職歴に曝露がないので、土井さんの生家の周囲を調査した。最初に行ったのは彼女の実家の菩提寺だ。

お寺ならば近隣の事はよく知っているかもしれない、という単純な発想だった。

不審がる住職に、土井さん本人から確認の電話を入れて貰って話を聞いた。しかし何もヒントは出てこなかった。そこで江戸時代から続いているという元庄屋のお家を紹介してもらった。数珠つなぎゲームのように、野崎さんと私は次々と訪問を繰り返した。

10月28日、足が棒のようになり「今日はもう帰ろう」といっていたらガソリンスタンドが目に入った。最後にあそこで聞こう、とガソリンスタンドに行った。

私たちに「何であんた達そのような事調べているの?」という年配従業員の質問。

「この近くで生まれて育った人がアスベストが原因の病気になったのです」と答えた。

従業員「それ、うちの社長のこと？」
「え？ 社長さん病気なのですか？」
従業員「そう、肺がん！ クボタが原因だろ
うといっている」

「え～！ 大変だ・・・」

そこから新たな被害者との出会いが始
まった。

しかし、この時「肺がん」と彼はいったが
実は中皮腫だったことが後日判明した。

「アスベストは有りません」

土井さんの発病はアスベストが原因だと
考えていた私達だった。

しかし野崎さんは、既に中野教授から「土
井さんの組織からはアスベスト（アスベスト
小体？）が検出されない」と報告を受けてい
たと聞いた。

前田さんのガソリンスタンドを訪れたの

と同じ10月28日、私は初めて野崎さんの紹
介で中野教授にお目にかかった。

この時、再度アスベスト小体の事を確認
してみたが「無い」との返事。

そこで「手術して摘出した肺組織をお借
りする事があるかもしれないでのその節は
よろしくお願ひします」と、お願いをした。

中野教授の話では「私が研修医の頃はア
スベストの検査を行っていたが、今では中
皮腫はアスベストが原因で起こる病気だと
解っているから、あえてそこまでしなくて
も」というニュアンスの回答だったと記憶
している。

ちなみに、この時に肺組織の検査はどこ
に出すのかというような会話の中で「東京
のひまわり診療所の名取先生です」と答えた。

後日、本当にその様になり土井さんの肺
からは青石綿まで検出されている。（続く）

明日をください



アスベスト公害と患者・家族の記録

編集／『明日をください』出版委員会
発行／アットワークス

Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807
(http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html)
B5版108ページ 定価1575円（送料別）

今井 明 写真・文

アスベスト公害と患者・家族の記録

【明日をください】

クボタ・ショックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント

アスベスト報道ダイジェスト 2008年8月

8/7 北九州西労働基準監督署が今年4月、旧八幡製鉄（現新日本製鉄）の関連会社で勤務し中皮腫と診断された三重県四日市市の赤塚亘さんについて、就労期間が7ヶ月で認定条件を満たしていなかったものの中皮腫とアスベストとの因果関係があつたとして、労災認定していた。

8/8 アスベスト病変が多発する横浜市鶴見区の「第2回健康リスク調査」の応募が8日締め切られ、計213人が検診を申し込んだ。環境省から委託された市保健事業課が6月20日から受け付けた。昨夏の第1回調査では、279人が応募し、うち44人が「胸膜肥厚斑」と判明。環境ばく露とみられる住民10人は、旧朝日石綿横浜工場の「周辺300メートルに集中」とわかった。

配管工として45年間働き肺がんで死亡したみやま市の男性について、厚生労働省の労働保険審査会が労災死ではないとした久留米労働基準監督署の決定を取り消す裁判を出した。裁決は7月14日付。裁決書などによると、男性は久留米市の配管工事会社に03年の発病まで45年間勤め、石綿管の切断や改修作業に従事、04年9月に死亡した。妻は06年7月遺族補償を請求したが、同労基署は同11月、男性が過去の喫煙で肺がんになったとする診査医師の所見を基に不支給。審査会は同じ胸部エックス線写真を診た別の医師の「典型的な石綿肺」との所見を基に「肺がんは業務上の事由による」と判断し、同労基署の不支給処分を取り消した。

8/11 四国電力西条火力発電所のアスベストによる健康被害で、元従業員2人が退職後に石綿肺を発症したとして、四電と子会社の四電エンジニアリングに2750万円と3300万円の損害賠償を求め、高松地裁に提訴した。四電の石綿問題で元従業員本人が提訴するのは初めて。

8/12 ニチアスは、元従業員らの労働組合がアスベスト被害の補償や実態解明を求めた団体交渉に応じるよう求めた奈良県労働委員会の命令を不服として、中央労働委員会に再審査を申し立てた。

8月付。中労委は月末にも調査を始める見通し。

8/14 ニチアス王寺工場、竜田工業周辺で石綿に

よる健康被害が出ている問題で、奈良県は地元住民への説明会を両町内でそれぞれ開き、計約100人が参加した。奈良県立医大の車谷典男教授が6月に公表された環境省の健康リスク調査結果で、両工場周辺の36人に胸膜肥厚斑が見つかったなどを説明し、中皮腫になる潜伏期間が約40年とされることから、「最大で2040年ごろまで住民への影響が続く可能性がある」と語り、長期にわたる健康管理態勢の構築の必要性を説いた。

8/20 ニチアスの元従業員らでつくる「ニチアス・関連企業退職者労働組合」などは、奈良県や王寺町に対し、ニチアスへの適切な指導の実施や指名停止を申し入れた。

8/22 福岡市内の運送会社に勤め、「ノザワ」の石綿製品の運搬作業をしていた福岡市の男性が、中皮腫になったのは同社が万全な措置を講じなかつたためだとして、同社に6000万円の損害賠償を求める訴訟を福岡地裁に起こした。

出稼ぎ先でアスベストを扱う作業をし、約30年後の06年7月に中皮腫で死亡した山形県大蔵村の男性に対して川崎南労働基準監督署が労災認定し、遺族補償年金などの支給を決定していた。認定は14日付。石綿被害者を支援する神奈川労災職業病センターが明らかにした。

8/29 札幌市中央区のホテルで約40年間、設備係として働いた男性が石綿粉じん吸引による悪性中皮腫で死亡したのは職場の対策が不十分だったためだとして、遺族がホテル経営会社に損害賠償を求めた訴訟で札幌高裁は、請求を棄却した1審札幌地裁判決を取り消し、会社側に約3200万円の支払いを命じた。会社の安全配慮義務違反を認めた逆転勝訴判決。原告側によると、工場など石綿を日常的に扱う職種以外で雇用企業の責任を認めたのは全国で初めて。判決はホテル経営会社が石綿を扱う労働者の被害予防を具体的に義務付けた72年改正の旧労働省令「特定化物質等障害予防規則」上の「使用者」や「事業者」に当たると判断。「法令上要求される措置を講じていたと認められない」と述べた。

アスベストショック クボタショックから2年 写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会 2007.6.30～7.1

爆発！ 拡大するアスベスト被害

クボタショックから2年、そして、これから…

格差と隙間のない補償と救済、

アスベストのない社会の実現をめざし、

被害者と支援者の思いがつながった。

編著 アスベスト被害尼崎集会実行委員会

発行 アットワークス (<http://www.atworx.co.jp/>)

体裁 A5判・200ページ・ソフトカバー

定価 1,470円（本体1,400円+税）

*センター会員の方は1260円（送料込み）で購入いただけます。会員と明記の上お申し込みください。

韓国からのニュース

■相変わらず曖昧な石綿被害補償／労働部「労災保険基準緩和」／石綿被害者「特別法制定せよ」と反撥

労働部が13日発表した石綿管理対策は、2006年に出された石綿管理総合対策と大きく変わった内容がない。期待を集められた石綿被害補償の部分に初めて言及されたが、具体的な内容が欠落しており、石綿被害者と家族たちが反撥している。

2000年から昨年までの7年間に、石綿による業務上疾病が認められた労働者は65人。このうち48人はすでに死亡した。疾病の種類別には石綿肺癌が39人で最も多く、悪性中皮腫(18人)がこれに続いた。

問題は石綿被害者がますます増加しているという点である。石綿による死者数は2000年は4人、2003年13人、2005年10人、2006年9人など、継続して増える傾向にある。産業安全保健研究院によると27年後の2015年には国内で石綿による悪性中皮腫患者が1万人を越えると推定されている。

労働部は今回の対策で「石綿被害に対する適切な補償制度がない」として「死亡後3年が経過したり、事業場がすでに消滅して労災補償の時効が過ぎた労働者と、近隣被害住民に対する補償制度が必要だ」と話した。労働部はこれに伴い産業災害補償保険法で救済が可能な場合、最大限に制度を活用して補償を受けられるようにし、建設労働者など石綿被害の立証が現実的に難しいケースでは保険需給権を弾力的に適用する対策を検討中だと明らかにした。労働部関係者は「石綿被害は他の職業病と違い、潜伏期間が非常に長いという特徴を持っている」として「石綿関連疾病に関しては、産業災害

補償の適用基準を例外的に緩和して適用する計画である」と話した。具体的な補償基準は早ければ今月末に構成される石綿TFで議論される予定。

しかし労働界と石綿被害者たちは「石綿は国内で70年代から使用量が大きく増加し、これから被害者が雪だるまのように増える」として「今回の対策で初めて言及された石綿被害補償はあきれるレベル」と主張した。チエ・イエヨン韓国石綿追放ネットワーク(BANKO)執行委員長は「今年の初めに、国内最大の石綿紡績工場である第一化学の労働者17人が勤労福祉公団に労災療養を申請したが、たった1人しか労災と認定されなかつた」「公団でじん肺の判定基準を石綿被害者にも同じように適用するために起こったこと」として、「石綿はじん肺と違い、発ガン物質による病気だから時間が経つほど病状が悪化し、結局は癌にまで発展することになる」と話した。

BANKOは石綿被害者救済特別法(仮称)の制定を求めている。労働部は環境部が主管して実施している関連研究サービスの結果によって、法制定の可否を検討するという立場である。2008年8月14日 毎日労働ニュース

■韓国タイヤの労働者3人『労災』認定／対策委「責任者を拘束せよ」と要求

韓国タイヤの大田市民対策委員会が15人の労働者集団死亡事件について責任者の拘束を求めた。最近、個別疫学調査が終った8人の死亡労働者の中で、3人が勤労福祉公団から労災と認定されたことで、会社の責任論が持ち上がっている。

対策委は21日、大田市庁で記者会見を行い「韓国タイヤの集団死亡事件は会社の違法行為と大田地方労働庁の勤労監督のいいかげんさがもたらした惨事」だとして「同じ悲劇を再発させないためには、韓国タイヤの代表理事と責任者の責任が厳しく問われなければならない」と主張した。

勤労福祉公団と対策委によると、今年2月に産業安全保健研究院が『死亡した労働者的心臓疾患は業務との関連性がある』と発表したのに続いて、個別疫学調査でも心臓疾患と喉頭癌・肺癌で死亡した労働者4人に対する業務との関連性が再確認された。個別疫学調査は全部で13人の労働者を対象にした。この内チエ・某(CCR運搬)氏の肺癌とキム・某(整形チーム)氏のすい臓癌による死亡は、業務関連性評価で『可能性がある』という結論が出され、急性心筋梗塞で死亡したイム・某(生産管理チーム)氏とチエ・某(RE開発チーム)氏など4人は、すべて業務関連性が高いと確認された。残り5人については現在調査中である。勤労福祉公団は個別疫学調査が終った8人の労働者の内、すい臓癌と肺癌・急性心筋梗塞で死亡したチエ氏など3人には『業務上』の判定を行つたが、残りの5人はすべて不承認とした。

これに伴い、韓国タイヤの使用者に対する捜査を個別疫学調査の結果が出る以後に延ばしていた検察に関心が集中している。韓国タイヤは昨年の特別勤労監督で1394件の産業安全保健法違反の事例が摘発され、労働災害の隠蔽も183件に達すると明らかにされた。大田地方労働庁は3月に韓国タイヤ事件を大田地方検察庁に送検した。しかし検察は「韓国タイヤの労働者の突然死と産業安全保健法違反事項との因果関係が明確でなく、産業安全公団で進めている個別疫学調査結果などを見て、司法処理のレベルを判断する」として捜査を遅らせてきた。

2008年8月22日 毎日労働ニュース

■『労災も労働者の国籍による?』／移住労働者の労災、増加傾向

韓国に居住する移住労働者の産業災害発生率が増加していることが明らかになった。

韓国外国人労働者支援センターの多国語ニュースレター『MigrantOK』8月号によると、2004年から2007年までの移住労働者の産業災害が、同じ期間の韓国の労働者全体の産業災害発生が減少しているのに反して増えている。

労働者100人当たりの労災被災者の数を意味する災害率は、移住労働者では△2004年0.65△2005年0.73△2006年0.80△2007年1.01となっている。

これに比べて、韓国全体の災害率は、△2004年0.85△2005年0.77△2006年0.77△2007年0.72である。

また登録滞留者、未登録滞留者、産業研修生など滞留資格別に災害率を分析すると、この間に移住労働者に発生した労働災害が隠蔽・縮小されたり、補償がまともになされていないものと推測された。

特に未登録滞留者の場合、災害率が△2003年1.30△2004年0.46△2005年0.39△2006年0.47△2007年0.43と調査された。

ニュースレターは「未登録滞留者の災害率が2004年以後に急激に落ちたのは、災害発生自体が減ったのではなく、隠蔽されたり報告されないものと推定される」として「多くの移住労働者が3K業務に従事していることを考えれば、実際にはもっと多くの災害が起き、キッチンとした補償と措置を受けられていないと推測される」としている。

韓国に居住する移住労働者は40万人以上と推定されている。2008年8月25日 民衆の声(連合ニュース)

■建設労働者が死なずに働く権利／10年間・平均660人が労災で死亡

7月4日、労働部は今年上半期の産業災害統計を発表した。被災者数は4万6350人。昨年同期より何と2531人も増えた。事故性の死者は716人だった。この内事故性死者が最も多い業種は建設業だった。今年上半期だけで295人(全体の41.2%)の建設労働者が仕事中に事故にあって命を失った。業務上疾病で死亡した37人を合わせると332人が亡くなつた。

10年間、平均660人が労災で亡くなつた

建設業で発生した上半期の死者数(332人)は、前年比で10.3%も増加したものである。鉱業で4.5%減少、製造業で0.3%増加、輸送倉庫通信業で7.4%増加と比較して、極めて高い数値である。労働部は「年初に建設業の景気が前年同期より活発だったために産業災害が増えた」と分析した。

これについて労働界は「単純に投入された人員が増加しただけでなく、移住労働者が増えて非熟練労働者が増えたうえに、建設現場において安全管理監督教育がキチンと行われなかつた結果」と指摘した。

98年から昨年まで、毎年約660人の建設労働者が現場で労災にあい、命を失つた。外国の事例と比較しても相当に高い数値である。労働部の統計によると上半期の建設労働者数は315万人で、この内332人が労災で死亡した。10年前、ドイツの建設労働者数は約310万人だった。当時ドイツで1年間に労災で死亡した建設労働者は401人だった。韓国はドイツに比べると、2倍近くも高い死亡率になつてゐる。

統計で把握できない被災者

政府の統計で把握できない被災労働者の数も相当な数になると予想される。労働部の災害統計が労災療養承認の統計を基礎に算出されるためである。政府が集計できな

い労災が少なくないという意味である。建設業の場合は特にそうである。

4月19日、忠南の牙山市にある現場で内装作業をしていたチョン・某(54)氏が午前9時頃作業中に倒れて亡くなった。死因は『冠状動脈硬化による虚血性心臓疾患』。国立科学捜査研究所は「持続的な過労やストレスが誘引となって作用した」とした。しかし遺族たちは事故発生から5ヶ月が過ぎるのに労災認定を受けていない。元請けのSTX建設が遺族補償・葬儀費の請求書への捺印を拒否しているためである。

建設現場では災害にあっても労災でなく公傷で処理するケースも多い。韓国建設産業研究院が昨年9月に実施した『小規模建設現場での労災保険適用の妥当性調査』の結果によると、質問に応えた労働者のなかで19.2%しか『労災保険で処理した』と答えなかつた。労災事故の内で表面に現れるのは全体の5分の1にもならないという意味である。『公傷で処理した』という答えは54.6%であった。それも元請けではなく、専門建設業者(下請け)と施工参加者(親方)が処理したことが明らかになつた。ひどいことに『何の補償も受けなかつた』という答えも17.2%に達した。

表面では無災害、中では労災隠蔽

元請けが労災保険による処理を敬遠する理由は、入札資格審査の時に受ける不利益を心配するからである。災害率の低い業者は公共工事入札時の信任度評価で加算点を付与されるなどの恩恵を受ける。このように政府は災害率を重要な企業評価の手段として活用しながら、本来の災害率をわい曲する事業主の『労災非申告』を効果的に防止できていない。

政府統計で捕えられない建設業の労働災害はまだある。実はダンプ・掘削機など、建

(22頁につづく)

前線から

三菱マテリアル建材 (旧・三好石綿工業)に 責任認めさせ和解成立

泉 南

泉南地域最大手として知られた旧・三好石綿工業の元労働者と周辺住民の被害者、遺族と会社側との交渉で和解が成立し、9月11日和解協定が調印された。和解にあたり発表された被害請求人団等3団体連名の声明文を以下に紹介する。

今回和解の意義・詳細は声明文のとおり。

新聞報道を総合すると、

対象被害者は19名。元従業員や取引先の運転手のほか旧工場の近隣住民も2人含まれ、既に6人が死亡。9人は胸膜プラーカ（すべて元労働者）で、残る約半数は肺ガン、石綿肺及びその合併症。和解金額は総額1億2370万円。疾病と症状に応じて支給額が決められており、胸膜プラーカの人にも150万円が支給される内

容となっているということだ。

厚生労働省が行った労災認定事業場名公表資料では、旧三好石綿工業における2006年度までの労災認定件数は、労災保険法による肺ガン1名、中皮腫2名、石綿救済法（遺族に対する時効救済）による肺ガン1名、中皮腫3名の合計7名（肺ガン2名、中皮腫5名）とされている。今回の和解対象者数はこれを大きく上回っており、厚生労働省の公表数字が被害の一部しか表していないことも浮き彫りとなった。

交渉を進めてこられた弁護団、市民の会などでは、今後も三菱マテリアル建材



上：三好石綿とその周辺
(泉南市新家1974年当時)
右：跡地に建つマンション（現在）



との追加交渉や被害者救済活動拡大を進めていくこと

にしており、運動の前進がより広い救済を実現してい

くことは確実だ。

2008年9月11日

三菱マテリアル建材株式会社との和解成立にあたっての声明文

大阪じん肺アベスト弁護団／泉南地域の石綿被害と市民の会／三菱マテリアル建材アベスト被害請求人団

本日（2008年9月11日）、旧・三好石綿工業株式会社（現・三菱マテリアル建材株式会社）と、同社に対して石綿被害の補償を求めて交渉してきた元従業員・周辺住民やその遺族19名との間で、和解協定の調印に至りました。

大阪泉南地域には、戦前から中小零細の石綿業者が数多く存在していましたが、三好石綿工業株式会社は、泉南市新家にて1919（大正8）年より1977（昭和52）年まで58年間に亘って、石綿紡織品、産業機械用・自動車用のブレーキ関係部品等を生産する地元最大手の石綿業者として操業を続け、後に三菱マテリアル建材株式会社（三菱マテリアル株式会社の子会社）となりました。ここで働いていた元従業員や、工場周辺の住民は、大量の石綿粉塵に曝露し、肺ガン・石綿肺・びまん性胸膜肥厚・胸膜plaerク等の健康被害を受けました。大阪じん肺アベスト弁護団、泉南地域の石綿被害と市民の会は、2005年より、現地調査や被害相談会等を実施し、深刻な被害実態を確認し、石綿被害の完全救済と万全の予防対策を求めて、大阪泉南アベスト国賠訴訟や企業責任を追求する訴訟提起を行つ一方、2007年1月10日、被害者やその遺族による三菱マテリアル建材アベスト被害請求人団を結成し、同年6月から三菱マテリアル建材株式会社に対し、全面的な被害実態調査や補償を求めて交渉を重ねてきました。

本日の和解協定は、弁護団・市民の会・請求人団による十数回に亘る解決申入れ行動や一人を超える解決要請、さらには粘り強い交渉と石綿被害救済に向けた世論によって勝ち取られたものであり、社会的責任を自覚した三菱マテリアル建材株式会社の早期解決に向けた姿勢も高く評価されるものであります。

また、この度の和解は、胸膜plaerク患者についても、今後の症状悪化を想定して継続協議となるなど、一人の被害者も切り捨てるところなく、請求人全ての補償を実現した点で極めて大きな成果です。

さらに、石綿肺などの中皮腫・肺ガン以外の石綿関連疾患の周辺住民に対しても、訴訟によらずに補償を勝ち取った点で、こうした被害者に対する救済制度の実現に向けた重要な意義を有しています。とりわけ、未だ石綿肺などを対象外としている石綿健康被害救済法の改正の必要性を示し、石綿被害について一つの救済モデルを提示した意義は大きいと考えます。同時に、大阪泉南アベスト国賠訴訟の外、神戸・東京・横浜での国賠訴訟や全国各地の企業責任追及の訴訟の勝利に向けて大きな展望を切り拓いたものです。

弁護団・市民の会・請求人団は、今後も、石綿被害者の全面的な救済・制度の確立と大阪泉南アベスト国賠訴訟や企業責任追及訴訟の勝利に向けて全力を尽くすものです。

活動成果を振り返って 交流会

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 奈良支部

奈 良

長く暑い夏の猛威も過ぎた9月7日（日曜日）、王寺町地域交流センターにて「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 奈良支部」の交流会を行ないました。

久々の集まりにもかかわらず、関西支部やひょうご支部の仲間の皆さん、関西労働者安全センターやひょうご労働安全衛生センターなど関係支援団体の皆さんも駆けつけて下さり、にぎやかな集まりになりました。

交流会とは言いながらも、内容は総会（第3回）の意味合いを兼ねさせていただきました。まず始めに、「患者と家族の会」会長の中村寛さんよりご挨拶をいただき、次に全国事務局の齊藤洋太郎さんのご挨拶をいただきました。

奈良支部からは世話人の古川和子さんの挨拶の後、事務局の山本から、これまでの支部の歩みを簡単に報告しました。

・私たちの会に参加したくても、地域や企業のしが

らみや縛りの中で声を上げられないたくさんの被害者や患者さんや遺族の皆さんがいる現実の中で続けてきた活動であったこと。

- ・被害者や家族・遺族の皆さんとの頑張りで支えられた会社交渉（竜田工業－ニチアス子会社）であつたこと。
- ・奈良県や地元自治体との交渉を、高柳忠夫奈良県議会議員（支部顧問）と関西労働者安全センター事務局次長の片岡明彦さんを軸に積極的に進めてきたこと。
- ・その結果、8月14日には全国で初めて環境省委託のリスク調査結果報告会が奈良県主催で開催されたこと。

その後、参加された約30人の皆さんから自己紹介をしていただき、ご家族の体験や貴重なお話を伺いました。

当日は、全日本造船機械労働組合ニチアス・関連企業退職者分会の庄田委員長はじめ多くの組合員の皆さんのが参加もあり、去る7月31日に奈良労働委員会が二



チアス株式会社に対して行なった「団体交渉に速やかに誠意をもって応じよ」との命令の意味合いを認識しました。

アスベストばく露で多くの労働者がなくなり、あるいは療養されている事実を隠し続けているニチアスは、途中退職者や近隣住民

への被害についての説明責任を果たすことなく、個別交渉と口止めに終始していました。労働災害と公害（ニチアス王寺工場周辺・子会社竜田工業周辺で明らかになっているアスベスト飛散による被害は公害です。）は紙一重であると感じました。

今後も、奈良支部は仲間の皆さんや関係支援団体の皆さんとともに歩んでいきますので、よろしくお願いいたします。（中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 奈良支部 事務局 山本直子）

ゆっくり着実に広がる輪

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 各支部集会

大阪／広島

8月24日、関西支部集会が30名参加して久しぶりに「エルああさか」で行われた。

関西支部は今まで連合の大会議室を借りて集会を行ってきたが、昨年尼崎支部の事務所が開設して以来、そちらで集まる事が多かった。

しかし久しぶりに地元の大坂で集会を持つことになったのだ。この日の集会には患者と家族の会事務局の植草さんも駆けつけてくださり、枚方市からは「会のホームページを見た」という男性患者の参加もあった。そして久しぶりに徳島

から小川さんも参加した。この日の集会では、いくつかの報告がなされた。

そのうちのひとつには、関西支部の皆さんで応援し、傍聴した「奈良県労働委員会」の勝利決定が出た報告もあった。「アスベストユニオン」の中村猛さんからの報告は家族の会の人たちにも大変に解りやすくて、自分たちが応援して傍聴した事件の勝利に皆で喜んだ。

労働問題は公害問題と直結しているのだということを皆さんに理解して頂けたと思う。

また伊藤八重子さんの低

賃金問題も、労働保険審査会の取り消し決定が出た後だけにとても心温まるものがあった。

そしてとても懐かしい方の参加もあった。ドキュメンタリー工房の鈴木社長である。

かつて、クボタショックの引き金になった「終わりなき葬列」のドキュメンタリー番組を制作したあの会社社長だ。再びアスベストの取材を開始すると言って関西センターの事務所に来られたのは、7月の初めごろ。初めての訪問以来3年ぶりだった。そして、関西支部の集会にも参加して皆さん方と意見交換をしたのだ。また素晴らしいドキュメンタリー番組を作つて下さることを期待している。

この集会には関西支部会

員さんだけでなく、泉南地方の被害者とその支援をしている柚岡さん達4名も参加された。10月1日に行われる泉南の国賠裁判の傍聴を皆で約束した。

9月6日、広島県呉市では「広島支部設立3周年記念集会」が行われた。

午前中は「労災・アスベスト関連疾患の相談会」を開催し、午後からは宇土先生の記念講演を交えての集会が行われた。「造船の街」呉市だけに相談者の多くは石川島播磨重工の関係

者だった。相談会は午前10時から予定されていたが、9時45分頃には行列が出来るくらいの人数にのぼり、急きよ整理券を発行。

広島労働安全衛生センターの土屋さん、熊田さんと共に私も相談のお手伝いをさせてもらった。「今までアスベスト報道の記事は読んでたが、広島でもこの様な相談が出来る場所があったとは」と案内を掲載した新聞記事を切り抜いて持参する方が多かった。そして、新聞記事の切り抜き

を大事そうに持っている皆さん姿をみて胸が熱くなつた。

この日の相談件数は20件。土屋さんは午後からの集会にも参加できず、相談者の対応に当たっていた。

「会員数が少ないから」と語る広島支部の皆さん。しかし、確実に広島の地で皆さん方の活動が根付いていることを実感した一日だった。(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会古川和子)

(17頁よりつづく)

建設機械の労働者たちである。これらは個人事業者に分類され、労災保険の適用を全く受けることができない。建設労組は建設機械の使用者があう労災事故はほとんど建設現場の中で発生するのだから、他の建設労働者のように労災の適用を受けられなければならないと要求している。最近、この問題を巡って労働部と使用者・労組が議論を始めた状態である。2回の会議が行われたが労使の意見差は依然としてきつ抗している。労働部は△任意加入の許容、△特殊形態勤労の従事者として適用、△元受給者を保険加入者として適用、△建設機械の労災保険料率を建設業と同一に適用、など4つの案を出したことが分かった。使用者側は最初の案を、労組は3番目の案を要求している。**現行法もきちんと守らなければ**

労働界は建設現場の構造的な問題が解消されなければ、これからも労災による犠牲

者が絶えず発生し続けるほかないと主張した。適正単価と適正人員・適正工期が保障されなければならないということである。これと同時に現行法もキチンと守られなければならないという指摘も提起された。産業安全保健法施行令(25条)によると、工事金額120億ウォン以上の建設現場は、労働者と使用者が同数の産業安全保健委員会を設置して運営しなければならない。しかしこの条項をまともに守っている建設現場はほとんどない。

パク・ジョンギング建設労組労働安全保健局長は「産業安全勤労監督官が絶対的に不足している状況で、全部の建設現場を管理するのは現実的に不可能」「自由な現場への出入りを認めるなど、地域名譽産業安全監督官の権限を強化して労働者が直接現場を監視しなければ改善することはできない」と話した。2008年8月27日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

8月の新聞記事から

- 8/3 中国広東省広州市天河区の化学工場内の薬品倉庫で爆発があり、1人が重傷を負った。原因は不明。工場周辺住民への汚染はない。
- 8/5 東京都豊島区の下水道「雑司ヶ谷幹線」の再構築工事現場で、壁面の補修工事中雨で増水し、作業員6人が流され、うち1人は自力で脱出、2人の死亡が確認されたが、3人は行方不明。
- 8/6 奈良県広陵町の建設現場でコンクリート打ちの作業をしていた男性建設作業員が、熱中症の疑いで急性心臓死した。
- 8/7 「TOTOTO」の滋賀工場で昨年5月、製造ラインで働いていた男性が死亡した事故で、甲賀簡裁は、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴された同社に、罰金50万円の略式命令を出した。
- 白浜町安居の塩津山山頂付近で、風力発電の風況観測用鉄塔を建設中、作業員が鉄塔の約50Mの高さから転落し死亡した。命綱の先端をかけていた支柱ごと外れたという。
- 8/8 原発の燃料製造会社「グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン」の工場で、ウラン燃料の再処理施設内で、点作業中に作業員が手順を誤り放射性物質が飛散、男性作業員1人が被ばく。作業員の被ばくはごく微量。同社工場では7月9日にも男性作業員1人が被ばくし、翌日さらに男性従業員2人の被ばくを発表。
- 広島市の山陽新幹線高架橋の塗り替え工事現場で1月、組み立て中のつり下げ型足場の鋼鉄製フックが破断し作業員4人が足場ごと落下し重傷を負った事故で、広島中央労働基準監督署は労働安全衛生法違反容疑で建設塗装工業と、広島支店の現場責任者を書類送検した。
- 8/9 福島県会津若松市の昭和電工東長原事業所で、有毒ガスのホスゲンが漏れ、従業員2人のほか、隣接する化学工場の従業員10人、付近の商店の女性など計13人が目やなどの痛みを訴え病院で手当てを受けた。いずれも軽症。
- 8/12 今年2月、プレス機の作業主任者を定めず、従業員が右手首を切断する労災を起こしたとして、大阪労働局淀川労働基準監督署は、労働安全衛生法違反容疑で、松下電器産業の当時の男性工場長と同社を大阪地検に書類送検した。
- 神戸市西区のUR都市機構の団地「アミティ学園西町」721号棟で、外壁の修繕作業中、建物の外側に組まれていた足場が崩れ、5階付近の足場から作業員が転落し、4人が重軽傷。
- 8/13 先月から今月にかけて、従業員計5人が被ばくしたこと、経済産業省原子力安全・保安院は、核燃料加工会社「グローバル・ニューカリア・フェュエル・ジャパン」を厳重注意した。
- 8/17 フランスで7月、原子力関連施設の放射能漏れ事故が3件相次いだ。7月7日、「ソカトリ」の原発のウラン貯蔵施設からウラン溶液が流出、ガフィエール川に流れ込んだ。仏原子力安全庁は原発事故基準で「レベル1」とした。18日は南部ロマン・スール・イゼールにあるアレバの子会社の核燃料工場で、核燃料の生産施設と廃液処理場を結ぶパイプが損傷し放射性物質数百グラムが漏れた。23日には、トリカスタン原発で運転停止中の原子炉の配管から放射性物質が漏れ出し、従業員100人が被ばく。
- 8/20 07年の労災による派遣労働者の死傷者数が5885人と、製造業への派遣が解禁された04年の約

9倍に急増したことが厚生労働省の調査で分かった。派遣現場の業種別は、製造業2703人、運輸交通316人、商業308人。製造業で派遣労働者の経験年数は、1ヶ月以上3ヶ月未満が28.7%、1年以上3年未満が21.5%など、経験の浅い労働者が占める比率が高く、年齢別では、30代が29%、20代が26.9%と、若者が被災する例が目立った。

05年4月勤務中に急性心筋梗塞で急死した富士タクシーの男性運転手について、甲府労働基準監督署が、過重な労働が原因とする遺族の訴えを認め、労災認定した。時間外労働は9.3時間。

8/21 山口県萩市国道191号バイパス「萩三隅道路」の建設工事現場で、橋脚の基礎杭を建設中に足場が崩れ、作業員8人が鉄筋などの下敷きになった。全員救出されたが、重傷2人、軽傷6人。

愛知県豊田市のトヨタ自動車本社敷地内で、斜面に止めていた廃棄物回収用のトラックが無人のまま動きだし、回収作業員に衝突、車両と守衛室の壁の間に胸などを挟まれて死亡した。

8/22 NPO「脳脊髄液減少症患者支援の会」は、厚生労働省を訪れ、勤務時間中に発症した場合の労災保険適用や、全額自己負担の健康保険診療の適用などを求める要望書を副厚労相に提出した。交通事故と髄液漏れの発症に関しては、因果関係を認める初の東京高裁判決が19日に確定。要望書で同NPOは、厚労省研究班が行う臨床検査治療を公費で行うことも要望した。

8/23 弁護士や事務員が脅迫や暴行などの被害を受ける事が94年7月～07年3月、全国で49件起きたことが、日本弁護士連合会の「弁護士業務妨害対策委員会」の調査で分かった。49件のうち26件が、暴行や殺人事件など危害を加えられたケース。他に脅迫・恐喝は12件。名誉・信用棄損行為は11件。依頼者が加害者だったのは7件で、34件は訴訟の相手方だった。

8/25 海上自衛隊佐世保基地配備の護衛艦「さわぎり」内で自殺した男性3曹の両親が、「自殺の原因是上官のいじめ」として、国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が福岡高裁であった。「上官の言動は指導の域を超える違法なもの。」として、国に350万円の支払いを命じた。

三菱重工業長崎造船所のじん肺訴訟（第2陣）控訴審は福岡高裁で和解協議があった。和解案を被告の三菱側が受け入らず、和解交渉が決裂した。次回期日は10月27日で、弁論が再開される。原告団は患者29人と遺族38人。

札幌市発注の下水道電気設備工事をめぐる官製談合疑惑で、公正取引委員会から任意の事情聴取を受けていた市財政局の工事管理室長が、自宅で首をつって死亡。今回の疑惑に絡み、7月には公取委の事情聴取を受けていた同市旧下水道局の元局長が自殺、室長は元局長のかつての部下。

8/29 東京都港区の高層マンション建設現場で、作業用ゴンドラが地上10階から地下1階まで落下、乗っていた男性作業員2人が死亡。ゴンドラを支えている金属製の横棒が折れ曲がった状態で外れていた。

茨城県城里町の陸上自衛隊の訓練場で、陸自古河駐屯地の2等陸士24人が訓練中に火薬を口に入れ、うち5人が中毒でけいれんを起こした。14人が救急車で病院に運ばれたが、命に別条はないという。